

輪島市監査公表第 6 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成23年1月24日

輪島市監査委員 向 憲 龍

輪島市監査委員 坂 下 幸 雄

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成22年12月24日（金） 門前総合支所 市民課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度の監査資料（平成22年4月から11月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○市民課の業務は、各種届出や申請書等の受付、証明書等の発行及び税金に対する問い合わせへの対応があり多岐にわたっている。限られた職員による時間外での「おくやみ」情報の処理等もあり大変である。また、窓口での現金の取扱いについては、本庁市民課の日計表・月計表を参考とし改善したとの説明を受けた。今後とも十分に気をつけていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成22年12月24日（金） 門前総合支所 総務課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度の監査資料（平成22年4月から11月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○総務課の業務は、市民生活の安全に関すること、観光や産業の振興及び多くのイベント等多岐にわたっている。友好自治体との交流等を通して地域活性化に尽力したりすることは、意義深いことである。また、数多くのイベントの実施は、担当者の負担増となるが、出来るだけ負担が平等になるように努めていただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①地元イベントへの協力について

総務課では、他課からの動員とともにこれまで数多くの伝統的イベントを担ってきたようである。本市全体が過疎化、少子高齢化が著しく、行政に様々な担い手を求められるのは当然のことであるが、まちづくりの中心には住民の積極的な参画が重要である。今後は、地元の各種団体、住民等の民間活力を大いに引き出し、民間主体に移行するのが望ましいイベントは、その方向に進めていくことを検討する必要があるのではないかと思われる。総務課職員としては、そのために惜しみなく実施団体を支援する立場であっていただきたい。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成22年12月24日（金） 放送課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度の監査資料（平成22年4月から11月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○放送課の業務は、ケーブルテレビへの加入促進、工事に関する事柄、及び自主放送番組の制作等多岐にわたっている。加入促進については、申し込みの際にわかりやすく説明をしているとのことであるが、今後とも加入者が増加するように対策をとっていただきたい。工事に関しては、特定の業者に偏っているのが現状だが、委託内容の見直しや、金額の妥当性について常に検証されたい。番組の制作に当たっては、幅広い年齢層に対応できる多種多様な要望に対処するようお願いする。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①ケーブルテレビ工事負担金及び使用料の滞納について

滞納については、全庁的な協力体制により解消に努めていくとの説明を受けたが、最初の説明が肝心であり、滞納にならないようにすることが大切である。納入マニュアルを作成し滞納者宅への訪問を行っていただきたい。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成22年12月24日（金） 門前総合支所 健康福祉課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度の監査資料（平成22年4月から11月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○健康福祉課には、市民課、健康推進課、福祉課及び門前健康センター等の業務があり、多岐にわたっている。職員の勤務状況については、応援体制をとっているところであるが、一部職員に時間外勤務の増加や偏りがな
いよう、課内の業務分担を整え、職員間の均衡を保つようお願いする。

○健康福祉課で所管する備品について、現在高や保管が適正であるかなどについては、規則に基づき、年度末等において自主的、定期的の確認を行う内部点検体制の整備を図られたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。